

第4次宇都宮市行政改革大綱（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

平成22年1月8日（金）から2月5日（金）まで

(2) 意見の応募者数 3名

(3) 提出方法の内訳

	郵送・通送	ファックス	Eメール	電話	持参	計
件数	2			1		3

(4) 意見数 37件

(内訳)

項目		件数
大綱の名称		0
第1 現状と課題	1 これまでの行政改革の成果	2
	2 本市を取り巻く社会経済環境等の変化	6
	3 現状を踏まえた課題	0
	4 新たな行政改革大綱策定の必要性	1
第2 大綱の基本的な考え方	1 位置付け	0
	2 改革の基本目標	0
	3 改革の方向性	6
	4 推進期間	0
	5 推進方策	2
第3 改革の柱	1 市民の力の発揮	7
	2 徹底した事業等の検証	4
	3 効率的な執行体制の確立	4
	4 健全な財政構造の確立	4
その他		1
計		37

2 意見の概要と市の考え方

(1) 「大綱の名称」について

意見なし

(2) 「現状と課題」について

ア 「これまでの行政改革の成果」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	これまでの取組で約385億円の経費を削減しても、市民が直接実感できない。	これまでも、本市におきましては、行政改革の成果を生かしながら、市民ニーズを的確にとらえた施策・事業を展開してまいりました。 しかし、この削減効果を市民の皆さまにより理解していただくため、改革の取組や成果につきまして、ホームページや広報紙などにおきまして、これまで以上、分かりやすくお知らせできるよう、努めてまいります。
2	外部委託の推進について。入札金額ばかりで競わせ、結果、「丸投げ」をする外部委託のあり方は問題がある。	本市ではこれまでも、委託した業務が適切に行われるよう、定期的に点検・検証を行っております。 今後とも、外部委託を進めたことで、サービスの質の低下を招かないよう、委託者としての責任を十分に果たしてまいります。

イ 「本市を取り巻く社会経済環境等の変化」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>「人口減少社会の到来」については、以前から判明していたこと。環境変化の一つとして、大綱の中に改めて記載すべきか疑問がある。</p>	<p>本市におきましては、平成27年度以降に予測される人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少し、市税の減収などが懸念されるとともに、医療などの社会保障関係経費が増大すると見込まれており、このことは、今後、本市が市政運営を進める上で、大きな影響を与える要因であると認識しております。</p> <p>こうしたことから、今後、改革を進める上で強く意識すべき環境変化として、大綱に明確に記載しております。</p>
2	<p>「少子高齢化」は政治が作り出した問題であり、市の事業が実施できない言い訳にはならないのではないか。</p>	<p>「少子高齢化」の進行など、本市は今、厳しい社会経済環境におかれておりますが、このような中でも、市民満足の向上を目指した各種施策・事業を継続的に提供できるよう、持続可能な行政経営を確立することが求められており、その実現のための行政改革を不断に進めていく必要があると認識しております。</p>
3	<p>「現時点では、急速な景気回復も見込めない」との記載があるが、推進期間の最終年（平成26年度）までをこのような見通しで大綱を作成してよいか、疑問がある。より厳しい経済環境に陥らぬように努めることが行政の役割ではないのか。</p>	<p>世界同時不況の影響に伴う急激な景気後退の影響を受け、市税収入の大幅な減少や、生活保護費などの社会保障関係経費の増加が見込まれていることは、本市の市政運営に、今後、大きな影響を与える要因であると認識しております。</p> <p>厳しい社会経済環境の中、経済対策をはじめとする各種施策・事業を継続的に提供するためには、効果的・効率的な行政経営を確立することが重要であり、今後、行政改革の取組を積極的に進めるため、中・長期的な見通しとして、記載しております。</p> <p>しかしながら、市民の皆さまの誤解を招かないよう、ご意見を踏まえ、本文を修正いたします。</p>

4	<p>行政が税その他の貴重な財源を活用して、宇都宮市というまちをどう作り上げていこうとしているのか。行政がどの方向に市民を導いてくれるのか、その将来像が見えないのは自分だけであろうか。</p>	<p>本市におきましては、第5次総合計画の中で、「みんなが幸せに暮らせるまち」、「みんなに選ばれるまち」、「持続的に発展できるまち」という「3つのまち」を目指すべき将来の都市像として掲げております。</p> <p>行政改革大綱は、将来の都市像の実現のための施策・事業を実施するための改革の考え方・あり方を示すものであります。</p>
5	<p>「住民自らが担う役割が拡大するという認識が広がる」との記載があるが、どのような事象からこのような記載となるのか。市民の意識は今般の経済不況・景気後退による影響で、自らの生活を守ることに必死なのではないか。</p>	<p>厳しい社会経済環境の中にあっても、福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で社会貢献活動を展開する特定非営利活動法人（NPO）の認証団体や様々な市民活動が増加していることなどを踏まえ、ここでは公共的な活動へ意欲的に取り組む市民が増加しているとの認識のもと、記載しております。</p>
6	<p>行政が行政として責任を持って行う範囲を定め、市民が市民として行える範囲を市民に提示し、市民自らがこれを判断したものについて、自治基本条例の中に行政の役割や市民の役割として明記すべきではないか。</p>	<p>平成21年4月に施行いたしました「宇都宮市自治基本条例」におきましては、市民の責務を「互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つこと」とし、また、行政（執行機関）の責務を「誠実にその権限に属する事務を執行するとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めること」とそれぞれ明記しております。</p> <p>そして、市民それぞれの責任と判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的・自立的になされることで、地域の意思や特色を反映したまちづくりが効果的に実現できるものと考えております。</p>

ウ 「現状を踏まえた課題」について

意見なし

エ 「新たな行政改革大綱策定の必要性」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>「経済不況」や「厳しい社会経済情勢」などは、あまりにも近視眼的な記述すぎると思う。推進期間終了時の平成26年度まで、このような認識で記載していいものか。</p> <p>また、「低成長社会を見据えた」とあるが、今後5年間のすべての期間をそのように定義していいのか疑問がある。</p>	<p>世界同時不況の影響に伴う現下の急激な景気後退は、大綱の推進期間のみならず、今後の市政運営に大きな影響を与えるものと認識し、記載しております。</p> <p>また、本市におきましても、5年後には人口がピークを迎え、減少局面に入るなど、低成長社会が続くと推測されることを踏まえ、大綱の推進期間だけでなく、中・長期的な視点から本市のおかれた現状として記載しております。</p>

(3) 「大綱の基本的な考え方」について

ア 「位置付け」について

意見なし

イ 「改革の基本目標」について

意見なし

ウ 「改革の方向性」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>「市民協働の推進」とあるが、ボランティア精神の発祥はキリスト教に由来しており、仏教を主たる宗教とする我が国において広く受け入れることは難しいのではないかと。行政からの補助金なり交付金で行う有償ボランティアの方が日本には馴染むのではないかと。</p>	<p>市民協働は、市民の自主的・主体的な様々な活動によって進められるものであると認識しております。</p>
2	<p>「地域の目指すまちづくり」とあるが、誰が目指しているのか。地域にそれだけの考え方がないのではないかと。だとすれば、どのように行政が導いて地域の目指すまちづくりを実現させようとしているのか。</p>	<p>分権型社会にふさわしい地域社会を形成するためには、市民自らが自分たちの地域について考え、地域の特色を生かした事業や地域課題の解決に主体的に取り組んでいくことが重要であると認識しております。</p> <p>このようなことから、まちづくりを総合的、計画的に進めていくため、それぞれの地域において「地域まちづくり計画」の策定が必要であると考えており、現在、地域のまちづく</p>
3	<p>「担い手と行政が相互に理解し」とあるが、担い手はどのくらい育っているのか。地域の温度差・格差をなくし、全市</p>	

	<p>的に均衡ある発展に結び付けるため、今後、担い手をどう育成し、どのような方法で信頼関係を構築しようとしているのか。</p>	<p>りの方向性を示す地域ビジョンの策定支援に取り組み始めたところであります。</p> <p>地域ビジョンの策定にあたりましては、様々な角度から地域を再認識するために必要な情報や計画策定のノウハウの提供などを通じ、地域の皆様の目指す地域の将来像の実現に向けた支援をしております。</p> <p>また、市行政情報の積極的な提供による信頼関係の構築やまちづくり講習会等を通じた活動の担い手の育成に引き続き取り組んでまいります。</p>
4	<p>原点に立ち返った検証も当然重要であるが、新たな時代への対応として、将来計画に沿った行政側の新たなニーズを列挙し、それらへの対応についても記載すべきと考える。</p>	<p>大綱に掲げる改革の具体化にあたりましては、適宜、社会経済環境の変化や市民ニーズ等を的確にとらえながら、その対応のために必要となる改革の取組を適切に進められるよう努めてまいります。</p>
5	<p>行政の考える「効率的な組織」とは、どのような組織なのか。</p>	<p>本市におきまして、「効率的な組織」とは、市民サービスのより一層の向上に向けた施策・事業に横断的に対応し、迅速な意思決定ができるとともに、必要性の高い業務に適切に職員が配置されるなど、最少の経費で最大の効果を迅速かつ適切に発揮できる組織であると考えております。</p>
6	<p>市民ニーズを的確に捉えた事業に迅速に取り組むための職員の資質の向上にどのようにして取り組み、どのように向上させようとしているのか。また、市民ニーズをどのような方法を用いて、よりの確に捉えようとしているのか。</p>	<p>これまでも、職員一人ひとりの政策形成能力や課題解決能力の向上を目指し、採用・研修・評価・異動の人事サイクル全体を通じた人材育成に取り組んでおります。</p> <p>また、市民ニーズについては、「市政世論調査」や「パブリックコメント」、また「地元との懇談会」や事業実施段階における「地域での説明会」など、様々な手法を通して、的確な把握に努めております。</p> <p>今後とも、多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ効果的に対応できる人材の育成と、市民ニーズの的確な把握に努めてまいります。</p>

エ 「推進期間」について

意見なし

オ 「推進方策」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	「具体的な取組項目ごとに、可能な限り目標を設定する」との記載があるが、すべての取組項目に目標を設定すべきではないか。	達成状況を適切に把握しながら、着実な取組を進めるためには、目標の設定が求められますことから、ご意見を踏まえ、本文を修正いたします。
2	進行管理については、内部のみでの進行管理とするのではなく、外部による目、市民の目を通じて行うなど、目標達成を義務化するような方策を講じるべきではないか。	改革の着実な推進に向け、大綱に掲げる改革を具体化する取組につきまして、庁内の委員会が進行を管理するほか、進捗状況や成果を市民などにより構成された外部組織に報告し、また、広報紙などを通じて広く市民に公表してまいります。 これらを通して、取組目標の達成に向けて、改革を進めてまいります。

(4) 「改革の柱」について

ア 「市民の力の発揮」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	「市民の力」とあるが、市民の力はそう大きいものではなく、過度に期待しすぎているように思う。	都市の構成員である市民と行政のそれぞれが、相互の信頼と合意のもとで、公共の領域における役割と責任を担い合い、多くの市民が参加することによってこそ、公共的な課題の解決が可能になると考えております。
2	声を出さない市民の声をどう把握し、どう反映させるのか。市民の意思の尊重はどのような手法により担保するのか。	政策の立案や計画の策定、また事業の実施にあたりましては、「市政世論調査」や「パブリックコメント」、また「地元との懇談会」や事業実施段階における「地域での説明会」など、様々な手法におきまして、市民の皆さまの声を把握し、その反映に努めております。
3	「相手の立場に立った行政サービス」とあるが、相手の立場とは誰を指しているのか。対象は誰なのか。	ここでは、行政サービスの受け手である市民の皆さまを表現しております。

4	<p>「市民自身が地域の課題や目指すべき将来像を共有し」とあるが、身近な課題は別として、大きな課題や将来像を市民自らが描くことができると、市は本気で思っているのか。</p>	<p>分権型社会にふさわしい地域社会を形成するためには、市民自らが自分たちの地域について考え、地域の特色を生かした事業や地域課題の解決に主体的に取り組む必要があると認識しております。</p> <p>このようなことから、まちづくりを総合的、計画的に進めていくため、それぞれの地域において「地域まちづくり計画」の策定が必要であると考えており、現在、地域のまちづくりの方向性を示す「地域ビジョン」の策定支援に取り組み始めたところであります。</p>
5	<p>「地域の総意形成支援」とは、どのような支援を想定しているのか。</p>	<p>地域ビジョンの策定にあたりましては、策定に必要な情報や手法の提供に努めるとともに、地域の皆様の総意として策定されるよう、総意形成のプロセスをお示しするなど、地域の主体的な計画策定を支援してまいります。</p>
6	<p>「適切な役割分担のもとで」とあるが、行政の行うべき範囲を行政自らが具体的に市民に示した上で、それ以外の分野で市民に協力を求めるものを明示すべきではないか。「市民協働」とは「市民主体」を意味するように聞こえるが、本来的には、行政がなすべきであるが、ニーズの多様化により対応できなくなったものについて、市民の協力を仰ぐことだと考える。</p>	<p>本市におきましては、「宇都宮市市民協働推進指針」におきまして、まちづくりの担い手が対等の立場に立ち、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を發揮しながら連携・協力し、効果的にまちづくりに取り組むことを「市民協働」と位置付けております。</p>
7	<p>「総意」とはどのような意味合いか。100%の同意という意味か。率で例えば、何割の同意があれば総意と認めるのか。</p>	<p>ご指摘の「総意」の表現につきましては、地域それぞれの「思い」や「考え」を指したものでありますことから、ご意見を踏まえ、本文を修正いたします。</p>

イ 「徹底した事業等の検証」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	「設置意義の薄れた施設」とあるが、その基準は何か。明確な根拠となる基準を示すことはできるのか。	ここでは、民間により同様の施設の整備が進められるなど、社会経済環境の変化などにより、市民ニーズが変化した施設を想定して記載しておりますが、ご意見を踏まえ、より分かりやすい表現となるよう、本文を修正いたします。
2	「市民ニーズが変化した施設」とは、どのような施設か。	ここでは、市民の価値観や生活様式の変化などに伴い、役割やあり方が変化した施設を表現しています。
3	「適切な保有・管理」とは、直営施設のみを対象としているのか。指定管理施設も対象なのか。廃止もあるのか。廃止もあるとした場合、その根拠となる具体的な基準は市民に示されるのか。	公の施設を含めた市の保有する施設につきましては、設置目的や利用状況、また建物の状況などを踏まえながら、改廃も含め、適宜、適切な保有・管理に向けた総合的な検証を今後とも進めてまいります。
4	「事務の見直し」は日常的な取組として行っているのではないか。改めて記載する必要があるのか。あるいは、大綱などの策定を機に、改めて大掛かりに実施するのか。	事務の見直しにつきましては、これまでも不断の取組を進めてまいりましたが、厳しい行財政環境の中では、事務の効率化がこれまで以上に求められておりますことから、今回の大綱に基づく取組の一つとして改めて位置付け、積極的に取り組むこととしたところであります。

ウ 「効率的な執行体制の確立」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	「スリム」とは、何をもってスリムとするのか。職員数なのか。だとすれば、効果的・効率的な執行体制の確立とどう結びつくのか。	「スリム」の表現につきましては、質の高い市民サービスを最少の経費で効果的かつ迅速に提供するため、事務事業のスクラップ、職員数の適正化、簡素な組織の整備などに取り組むことを表現しており、これらを通じて、効率的な執行体制を確立しようとするものであります。
2	「職員数の適正化」について、定員適正化計画に基づくものと思料するが、現時点で、50万都市の規模として、また、業務内容から算定して真に必要とする職員の数（定数）をどの程度と試算して	これまでは、平成17年3月に策定した、「組織整備・定員適正化に関する方針」において、平成22年4月で職員3,500人体制を目標としたところであります。 今後とも、将来の行政需要の動向等を見極

	いるのか。	めながら、職員数の適正化を進めてまいります。
3	「組織の構築」について、毎年、どこかの部署で改編が実施され、市民にとっては理解し難い部分がある。将来を見据えた、総合計画等に記載された計画推進のための大くくりの組織整備は行うことはできないのか。	<p>これまでも、市民に分かりやすい組織整備に努め、公表してきたところであります。</p> <p>今後とも、既存の組織体制にとらわれず、分野横断的な組織整備に取り組むなど、市民ニーズに適切に対応するための施策・事業を効率的に実施できる、市民の皆さまに分かりやすい組織を整備してまいります。</p>
4	「自律行動型職員の育成」というフレーズは以前（数年前）にも聞いたような気がするが、永遠の課題なのだろうか。終期はないのだろうか。	職員それぞれが課題を発掘し、自ら解決できる「自律行動型職員」につきましても、これまでも、その育成に積極的に取り組んできたところでありますが、高度化・多様化する行政需要に的確に対応するためには、職員の資質向上がさらに求められますことから、引き続き、その育成に取り組んでまいります。

エ 「健全な財政構造の確立」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	「有形・無形の市有資産」とあるが、特に「無形」について、市はどのようなものを保有しているのか。	ここでは、本市が所有する施設の命名権（ネーミングライツ）などを想定し、記載しておりますが、ご意見を踏まえ、より分かりやすい表現となるよう、本文を修正いたします。
2	「市民生活の安定を目指した各種の事業を将来にわたり継続的に実施する。」との記載があるが、既存の事業のみの記述と受け取られるような気がする。新規事業への取組姿勢についても、併せて記載できないか。	<p>行政改革大綱は、総合計画に掲げる施策・事業を効果的・効率的に実施するための改革の考え方・あり方を示すものであります。</p> <p>本市におきましては、この改革の成果を生かしながら、新たなものも含め、市民ニーズを的確にとらえた施策・事業に積極的に取り組んでいるところであります。</p>
3	「歳出を削減する。」との記載があるが、削減することにより継続できない事業が出るとも考えられるが、その事業は役割を達成したと総括するのか。	<p>歳出の削減につきましては、厳しい社会経済環境の中においても、市民生活の安定に向けた施策・事業を継続的に実施できるよう取り組むものであります。</p> <p>その取組により得られた行財政資源を、市民ニーズを的確にとらえた優先度の高い施策・事業へ適切に振り向けることにより、今後とも、市民満足の向上に向けた取組を積極</p>

		的に進めてまいります。
4	「歳入に見合った歳出を徹底する。」との記載があるが、将来にわたり市債を一切起こさないと理解しているのか。それとも、必要に応じて、起債も臨機応変に歳入として見込むのか。	<p>ご意見のありました表現につきましては、健全な財政構造を確保する上での基本的な考えを表現したものであります。</p> <p>市債の活用につきましては、世代間の負担の公平性や財政負担の平準化を図るため、後年度への負担を考慮し、市債の発行額と償還額のバランスに留意しながら、計画的に取り組んでまいります。</p>

(5) 「その他」について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	市役所には、行政改革に取り組む前に、初歩的なこと、基本的なことをしっかりやってほしい。	本市におきましては、これまで、市民の皆さまから、より信頼される市役所になるため、職員一人ひとりが市民の視点に立ち、日々の業務に真摯に取り組んでおりますが、今後とも、市民の皆さまの期待や信頼に応えられる市政運営にさらに努めてまいります。